

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141

15年6月15日

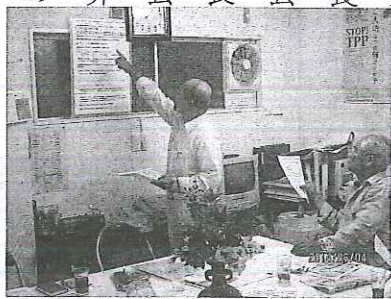
に い が た 民 商

マイナンバー制度・戦争法案で議論沸騰・山潟支部役員会

三月四日(木) 山潟支部役員会では、白熱した議論が行われました。渡辺支部長からは「アフガン・イラク戦争派兵の帰還自衛官が五十四名も自殺している、新聞には十代の女性が「日本を殺し殺される国にして欲しくない」「日本を戦争に引き込もうとする今の政権に反対!」「党首討論を見たけど勉強していない人が首相になっている」などの投稿が寄せられているなどの報告がされると集まった役員からは「戦争する国になると孫たちが心配で仕方ない署名と運動で必ず食い止めよう!」「支部の会員訪問をしていた時に長岡空襲を経験している会員の母親から第二次世界大戦に向かっている頃の日本に似ている、不安で寝ることも出来ないどうすればいいんだろう」などの話を聞いたと報告もされました。



また斉藤裕弁護士が行った「マイナンバー制度学習会」の報告では日本年金機構の個人情報流出は、マイナンバー対象の年金情報そのもの、番号の利用範囲が、資産や医療情報へ広がることで情報が流出・漏えいすることでプライバシー侵害に繋がる成りすましなどの犯罪の恐れもあると報告され、役員からは「リスク管理ができないのに導入は問題ばかり」「従業員の源泉徴収するナンバー管理が不安だ」「ナンバーの漏えい防止の徹底の為の対策費なんて用意出来ない」などの意見が出されました。今月行われる支部総会でも話し合い署名や班会でさらに広めようと話し合われました。

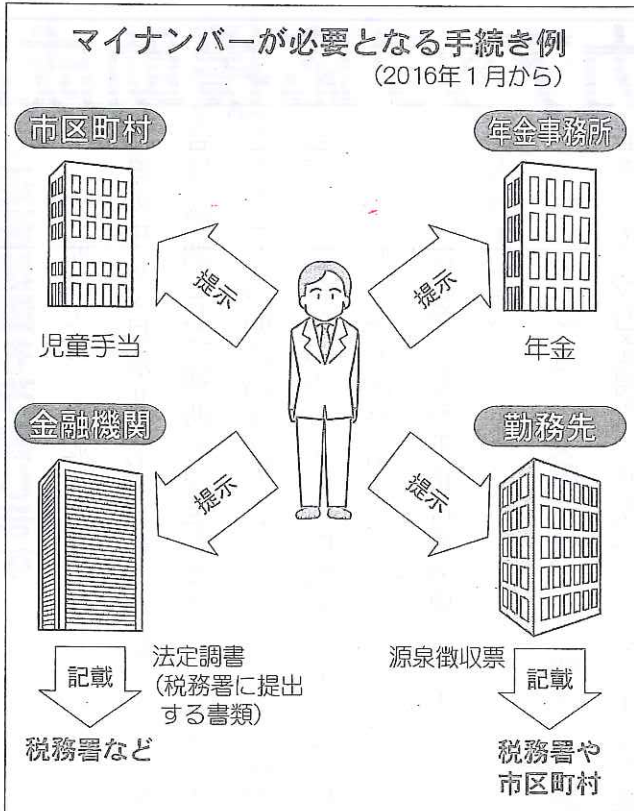


日程

六月一六日総会方針起草委員会
六月二〇・二一日全商連地方別交流会(長野会場)
拡大目標の達成
六月二三日婦人部所得税法五六条廃止・市議会議員申入

マイナンバー制度・十月から番号通知

来年一月から運用・情報流出被害深刻懸念



資産把握し負担増へ

このほか法改定では、預金口座や特定検診の結果についても番号が使えるようになります。財務省は財政制度審議会に提出した資料のなかで「マイナンバーも活用しつつ、所得だけでなく、高齢者を中心に預貯金等の金融資産を勘案して、負担能力に応じた負担を求める」と述べ、個人の金融資産を把握して、医療や介護の負担を引き上げる狙いを示しています。

業者の経営に打撃

マイナンバーを管理させられる業者には、厳格な管理体制を求めそのための費用の負担も生まれます。漏れた罰金は、四年以下の懲役や二〇〇万円以下の罰金など大変厳しいものです。

制度の延期し、廃止を求める署名を

まだ制度の詳細は国民や業者に知られていません。今週号の商工新聞三面の特集記事を参考にしましょう。今民商では、制度の実施延期、廃止を求める署名をしています。

新商連第五十二回定期総会

六月七日（日）新商連定期総会が新潟東映ホテルで開催され、約百名が出席しました。あいさつで渡部県連会長は「マイナンバー制度の怖さ」などを訴えました。来賓の平和委員会・石黒事務局長は、商工新聞のことを「平和新聞かと思つた。素晴らしい内容だ。」と絶賛。野沢事務局長は「人とのつながりを大事に・民商会員でよかつたという会員を多数に」と発言しました。

第二部では、商工新聞編集長の中山眞さんを講師に、商工新聞は「マスコミが伝えない真実、中小業者の要求や運動を多彩に報道」など商工新聞の役割と魅力について講演していただきました。



青年部で駅南へ「商店訪問」

五月三〇日（土）、新潟民商青年部で新潟駅南口周辺の会外の商店を訪問しました。内容は、新潟民商・商工新聞・商工フェアの宣伝と、新潟市の新しい助成金制度「地域商店魅力アップ応援事業」の案内です。

今回は若者なので「いつもお世話になっております。民商です」と元氣よく挨拶。助成金の案内からすると、どのお店の方もスムーズに対話することが出来ました。

途中、米山支部の水落支部長を訪ねると、支部長も同伴して訪問することに。何回も行つて、顔を覚えてもらうことが重要とアドバイスを頂き、勉強になりました。

けやき通りのお店では、民商を知っているお店も多く、助成金が出来た経緯などを説明すると「頑張つて」と励まされることもありました。



地域商店魅力アップ応援助成の改善を！ 商業振興課交渉

風営法許可の飲食店も助成の対象にするよう検討する

六月九日新潟民商は、野上副会長、別所料飲支部長を先頭に、市交渉を行いました。市からは山口商業振興課長が対応しました。日本共産党の五十嵐市議が同席しました。

民商からは、風営法許可の飲食店を助成の対象にしないのはおかしい、対象にしてほしいと訴えました。課長は、「青少年育成条例があり、悪影響がないようにと対象外にした」と答えました。これに対し料飲支部の知野さんは「うちのお店でも県外のお客さんが来て、二次会のお店を紹介してほしいと言われて、風営法のお店を紹介している。そういうお店ともみんな繋がって古町のにぎわいが成り立っている」、また野上副会長は「風営法のお店はいわば警察に管理されている健全な店と言える」と訴えました。

三年以内の事業の廃止に補助金の返還処置も改善します

この制度では「実施した年度から三年以内の事業の中止又は廃止（店舗移転や閉店）をした場合は、原則として補助金の全部又は一部を返還すること」との助成の条件としています。市の説明会では、飲食店の業者から「廃業しても返せというのか」と不安の声が出されました。これに対して、民商は悪意のある不正行為の場合に限ることを求めました。

これに対しては、「実際には、よく聞き取り調査をして、やむを得ない状況かどうかをよく勘案する」「要綱では『返還を求める場合もある』という表現に変えるよう検討する」と回答し、民商の要求が一步前進しました。

対象業種の拡大も要望しましたが、「予算の関係で難しい」と答えました。

地域商店魅力アップ応援事業とは

お店の改装工事や備品の購入に対して費用の3分の1（上限一〇〇万円）を助成す制度で、六月一〇日から申込開始